

## 必要なサービスとの契約

- ケアプラン原案に位置付けられたサービス提供事業所との面接をします。(サービス提供事業所は個別援助計画書を作成します)

※(介護支援専門員は、**ケアプラン原案**を各サービス提供事業所に提出します。また面接の調整を行い、同行します。)

- ◆ 各サービス提供事業所は**ケアプラン原案**をもとに、ご本人・ご家族と面接し、個別援助計画を作成するための「アセスメント」を行います。

- 契約等の内容は？

※「サービス担当者会議」後になるかもしれません。